

基本方針3 子どもの特性にあった暮らしの実現 ～療育・教育～

方向性

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めるとともに、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを目指し、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの考えを踏まえ、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

基本施策

(1) 療育の充実

発育や発達に支援の必要がある児童に対する適切な療育を充実するため、教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討していきます。

(2) 障害児サービスの充実

障害のある子どもを対象としたサービスについては、平成24年4月の「児童福祉法」改正により、障害種別で分かれていた体系が一元化されました。加えて、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障害のある子どもの支援体制の強化が図られています。

障害のある子どもと障害のない子どもがともに遊び、学ぶ機会を拡充し、双方の豊かな人格形成をめざした保育・教育の推進を図るとともに、障害のある子どもが早期から療育や教育相談などの指導を受けることができるよう、関係機関と連携し、連続的な障害児サービスによる支援体制の充実を図っていきます。

(3) インクルーシブ教育の推進

障害のある児童一人ひとりの個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、本人の望む教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる体制を整備します。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保する、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図っていきます。



基本方針4 すこやかなくらしの実現 ～保健・医療～

方向性

生涯を通じて必要な保健、医療サービスが受けられる体制づくりを目指すとともに、障害のある人が身体・健康の維持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるようライフステージごとに継続した保健・医療及び福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実に図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

基本施策

(1) 母子保健対策の推進

肢体不自由のある児童、知的障害のある児童、発達障害のある児童にとって、障害の早期発見と早期療育が重要です。健康診査等の機会を通じ、早期発見に努めます。

(2) 成人保健対策の推進

広報等による啓発を強化するなど、より多くの市民が各種健康診査やがん検診を受診することができるようしていきます。

(3) 医療サービスの充実

専門性の高い、リハビリや医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実に図っていきます。

基本方針5 はたらく喜びのあるくらしの実現 ～雇用・就労～

方向性

働くことは障害の有無にかかわらず、自己を実現し、社会参加していく上で重要な要素であり、努力により自己を向上させる生きがいとなります。

障害特性・状態により企業就労へのステップアップを目指す福祉的就労を充実させるとともに、一般就労（企業就労）・就労継続に向けた支援をハローワーク等の関係機関とともに推進します。

基本施策

(1) 就業機会の拡大

関係機関と連携した総合的な就労支援を図り、障害者の就労促進を図ります。

また、企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加できるよう、福祉的就労の場など多様な就業機会の確保を図るとともに、経済的自立の支援を進めます。